

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害等リスク

(地域の概要)

当町は、新潟県のほぼ中央部に位置し、南部は加茂市、西部は信濃川を隔てて新潟市(南区)、北部は新潟市(秋葉区)、東部は五泉市に接しており、面積は31.71k㎡である。

当町の地形は、護摩堂山(標高274m)を中心とする山地部と信濃川流域の平地部とに大別され、これらの地質は、山地部は新津丘陵に属し、平坦地では、信濃川流域に生成した沖積層からなっている。



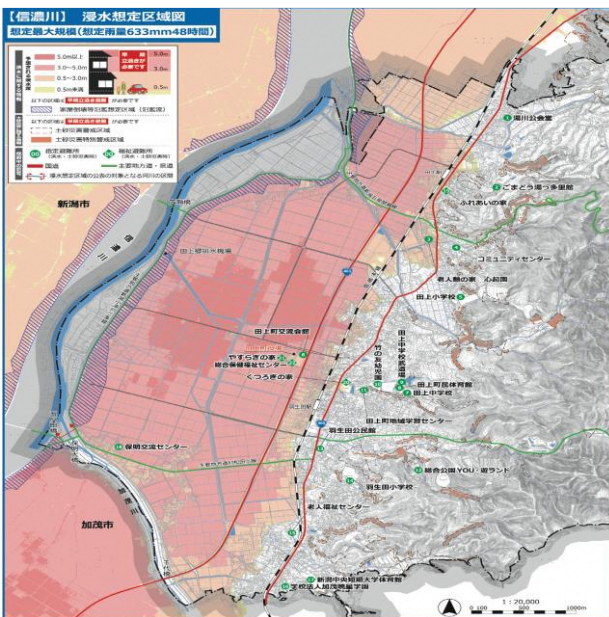
(洪水・土砂災害：ハザードマップ)

当町の地域防災計画によれば、浸水想定河川として信濃川、加茂川、五社川、才歩川・山田川、大正川の氾濫による浸水が想定されている。

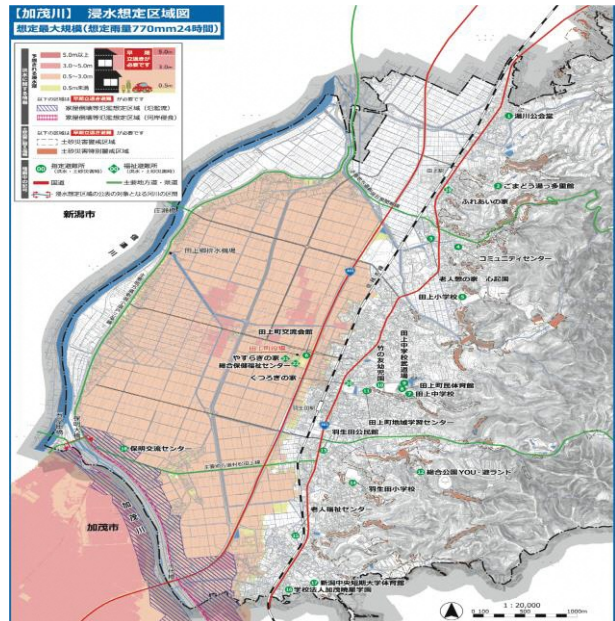
また、当町のハザードマップによれば、当会が立地する市街地地域において最大で5mの浸水が予想されているほか、市街地の大半が50cm以上の浸水が予想されている。

土砂災害警戒区域として急傾斜地の崩壊53箇所(うち特別警戒区域41箇所)、土石流42箇所(うち特別警戒区域35箇所)が指定されている。

また、当町のハザードマップによれば、土砂災害警戒区域は東部の山地部区域において指定されている。



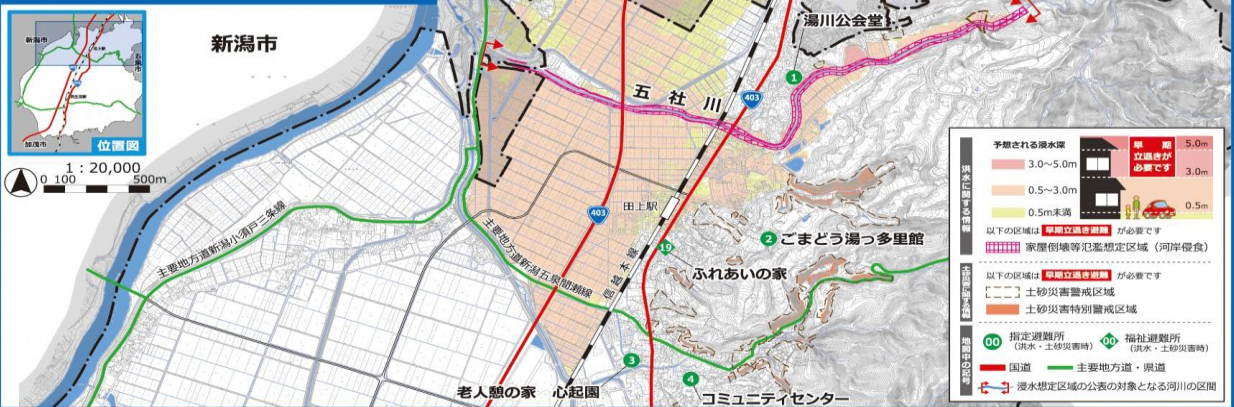
洪水・土砂災害：ハザードマップ(信濃川)



洪水・土砂災害：ハザードマップ(加茂川)

### 【五社川】 浸水想定区域図

想定最大規模(想定雨量813mm24時間)



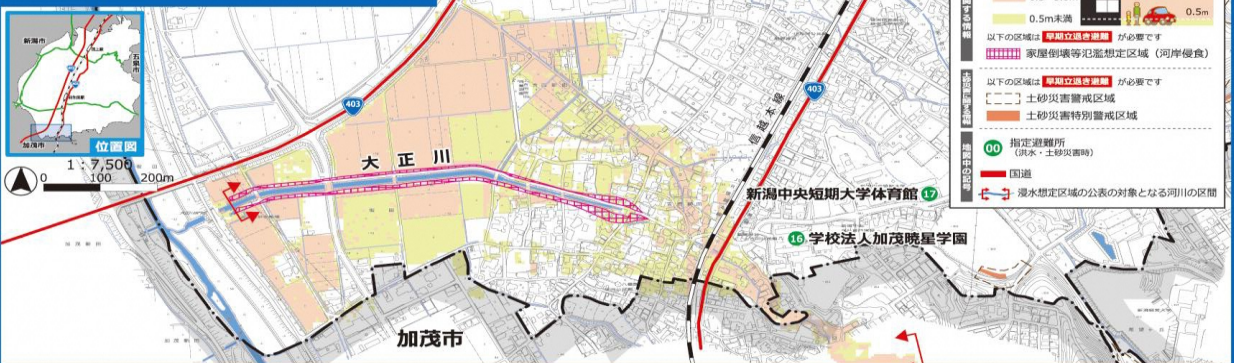
### 【才歩川・山田川】 浸水想定区域図

想定最大規模(想定雨量813mm24時間)



### 【大正川】 浸水想定区域図

想定最大規模(想定雨量813mm24時間)



図中の「洪水浸水想定区域」は、各河川が想定し得る最大規模の降雨によって洪水浸水が想定される範囲の最大の浸水深を色分けして、表示しています。  
図中の「土砂災害警戒区域」は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づき設定されたものです。土砂災害警戒区域では、土砂災害による危害のおそれがありますので、大雨などの際には早めの避難を心がけてください。

洪水・土砂災害：ハザードマップ（五社川、才歩川・山田川、大正川）

（地震：J-SHIS）

地震ハザードステーションの防災地図によれば、震度6弱以上の地震が今後30年間で発生する確率は14.5%となっている。なお、当地域での活断層の存在は確認されていない。

(感染症)

新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症のように、全国的かつ急速なまん延により、当町においても多くの町民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。

(2) 商工業者の状況

- ・商工業者等数 402人
- ・小規模事業者数 351人

【内訳】

| 業種   |         | 商工業者数 | 小規模事業者数 | 備考(事業所の立地状況等)                        |
|------|---------|-------|---------|--------------------------------------|
| 商工業者 | 建設業     | 102   | 96      | 町内に広く分散している。                         |
|      | 製造業     | 69    | 56      | 町内に広く分散しているが、多くは3ヶ所の工業団地に事業所が立地している。 |
|      | 卸売・小売業  | 78    | 62      | 町内に広く分散している。                         |
|      | 飲食店・宿泊業 | 27    | 26      | 町内に広く分散しているが、宿泊業の4件は、湯田上温泉に立地している。   |
|      | サービス業   | 113   | 101     | 町内に広く分散している。                         |
|      | その他     | 13    | 10      | 町内に広く分散している。                         |

令和6年4月1日現在の田上町商工会商工業者名簿より

(3) これまでの取組

1) 当町の取組

○防災対策

- ・田上町国土強靱化計画、田上町地域防災計画の策定
- ・総合防災訓練・避難所開設訓練の実施
- ・田上町洪水・土砂災害ハザードマップの作成
- ・防災備品の備蓄
- ・災害時応援協定・物資供給等に関する応援協定の締結
- ・防災行政無線、メール配信サービス、町ホームページによる防災情報発信手段の充実

○感染症対策

- ・田上町新型インフルエンザ等対策行動計画の策定
- ・県との状況共有・連携
- ・防災行政無線、メール配信サービス、町ホームページによる感染症対策・感染症情報の周知啓発の充実
- ・ワクチン接種等の実施

2) 当会の取組

- ・事業所BCPに関する国の施策の周知
- ・事業所BCP策定セミナーの開催の周知
- ・新潟県火災共済協同組合や「商工会のビジネス総合保険」「商工会の休業対応応援制度」などの取扱損害保険会社と連携した損害保険等への加入推進
- ・田上町商工会危機管理マニュアルの策定

## II 課題

- ・既にBCPを策定している事業所は、町内でもほんの一部の事業者に限られると推定され、特に経営資源が限られている小規模事業者については、策定していないと想定される。
- ・当町における事業所のBCP策定状況は、普及・啓発段階にあり事業所独自の策定の動きや、これらを支援する商工会の取り組みも本格化していない状態である。
- ・普及・啓蒙活動についても、町と商工会の連携による取り組みがなされていない状況であり、さらなる推進のためには連携による取り組みの強化を図る必要がある。
- ・実際に災害が発生した場合の緊急時の対応について、商工会危機管理マニュアルに基づいて被災状況等の情報収集や把握を行うこととなっているが、被災事業者への支援スキルや緊急時の具体的な対応ノウハウをもった人員がいない。
- ・当会では日頃の巡回及び窓口相談において、事業計画策定の支援を行っているが、事業者のBCP計画の策定については、災害リスクの分析や保険・共済に対する十分な知識が必要であり、専門知識やノウハウを持った経営指導員等が不足している状況で十分に支援できていない。
- ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大時に、当会では体調不良者を出勤させないルール作りやパーティションの設置、また、マスクや消毒液等の衛生品の備蓄等の対策を行い、町内事業者に対してもその必要性について周知を行ってきた。また、インフルエンザや新型コロナウイルスに限らず新たな感染症対策への対応は引き続き必要であり、必要備品の備蓄やリスクファイナンス対策としての保険の必要性を周知する必要がある。

## III 目標

- ・町内小規模事業者に対し、自然災害や感染症等のリスクについて認識させ、事前の対策の必要性を周知するとともに、専門家や損害保険会社等との連携による個別支援の体制を構築し、小規模事業者のBCP策定支援を強化する。
- ・災害発生時における連絡・情報共有体制を円滑に行うため、当会や当町との間における被害情報報告ルートを構築する。
- ・災害発生後の速やかな復興支援策や域内において感染症発生時には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内の体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

## 事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和7年4月1日～令和12年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

- ・ 当会と当町の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

### < 1. 事前の対策 >

- ・ 田上町地域防災計画との整合性を整理し、自然災害発生時や感染症発生時に速やかな応急対策等に取り組めるようにする。

1) 小規模事業者に対する災害等リスクの周知

- ・ 巡回経営指導等の機会を活用し、ハザードマップや過去の被災事例等を用いながら、事業所立地場所のリスク、及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入、企業間連携、行政の支援策等の活用等）について説明する。
- ・ 会報や町広報、ホームページ等において、国・県・町の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険等の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者等の紹介等を行う。
- ・ 小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なものを含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・ 事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
- ・ 新型コロナウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・ 新型コロナウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ・ 事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

2) 商工会、商工会議所自身の事業継続計画の作成

- ・ 平成26年に商工会危機管理マニュアルを作成し、随時更新している。（別添）

3) 関係団体等との連携

- ・ 経営指導員等の職員を対象とした関係団体や損保会社等が開催する研修に参加し、リスクマネジメントや小規模事業者向けBCP策定などのスキルを習得する。
- ・ 全国商工会連合会と連携協定を締結した損保会社等に専門家の派遣を依頼し、管内事業者に対して普及啓発セミナーや損害保険・生命保険、傷害保険等の紹介等を実施する。
- ・ 感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や傷害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介も実施する。
- ・ 関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催。

4) フォローアップ

- ・ 小規模事業者の事業者BCP等取組状況の確認
- ・ 当会および当町で適宜、電話やメール等で支援状況等を共有する他、必要に応じて連絡会議を開催し、状況確認や改善点等について共有する。

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害等（震度5以上の地震、洪水、土砂災害）が発生したと仮定し、町との連絡ルートの確認を行う（訓練は必要に応じて実施する）。

## < 2. 発災後の対策 >

- ・自然災害等による発災時には、人命救助が第一である。その上で、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

### 1) 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後1時間以内に職員の安否確認を行う。  
（SNS等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）等を当会と当町で共有する。
- ・国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。
- ・感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、当町における感染症対策本部設置に基づき当会による感染症対策を行う。

### 2) 応急対策の方針決定及び情報共有

- ・当会と当町との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
- ・下記の被害規模を目安として、応急対策の方針を決める。
- ・職員は、危機管理マニュアルの緊急時の役割分担の業務を担う。

（被害規模の目安は以下を想定）

|           |   |
|-----------|---|
| 大規模な被害がある | <ul style="list-style-type: none"> <li>・地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。</li> <li>・地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。</li> <li>・被害が見込まれる地域において連絡がとれない、もしくは、交通網が遮断されており、確認できない。</li> </ul> |
| 被害がある     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。</li> <li>・地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している</li> </ul>  |
| ほぼ被害がない   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・目立った被害の情報がない。</li> </ul>  |

※なお、連絡が取れない地域については、大規模な被害が生じているものとする。

- ・本計画書により、当会と当町は以下の間隔で被害情報等を共有する。

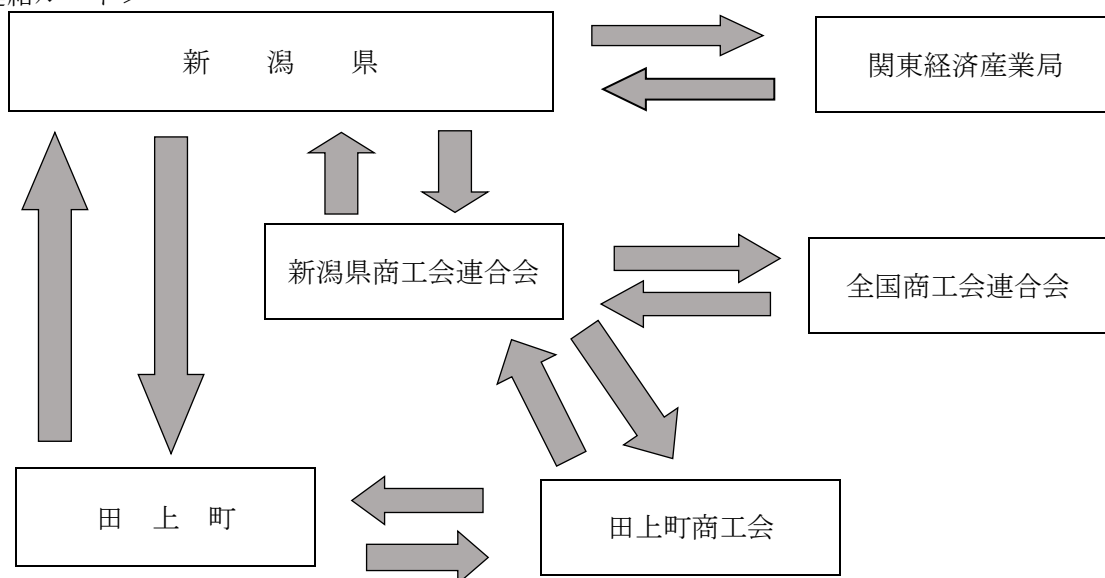
|         |                 |
|---------|-----------------|
| 発生後～1週間 | 1日に2回共有する       |
| 1週間～2週間 | 1日に1回共有する       |
| 2週間～1ヶ月 | 必要に応じて適宜共有する    |
| 1ヶ月～    | 状況を勘案しながら適宜共有する |

- ・当町で取りまとめた「田上町新型インフルエンザ等対策行動計画」を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。

< 3. 発災時における指示命令系統・連絡体制 >

- ・自然災害発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ・当会と当町は被災状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・当会と当町が共有した情報を、県の指定する方法にて当会または当町より県へ報告する。
- ・感染症流行の場合、国や県等からの情報や方針に基づき、当会と当町が共有した情報を県の指定する方法にて当会または当町より県へ報告する。

< 連絡ルート >



< 4. 緊急対応時の地区内小規模事業者に対する支援 >

- ・相談窓口の開設方法について、田上町と相談する。（当会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や県、田上町等の施策）について、地区内小規模事業者へ周知する。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れのある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

< 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

- ・県の方針を踏まえ、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を新潟県商工会連合会等に相談する。

※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、県へ報告する。

(別表 2)

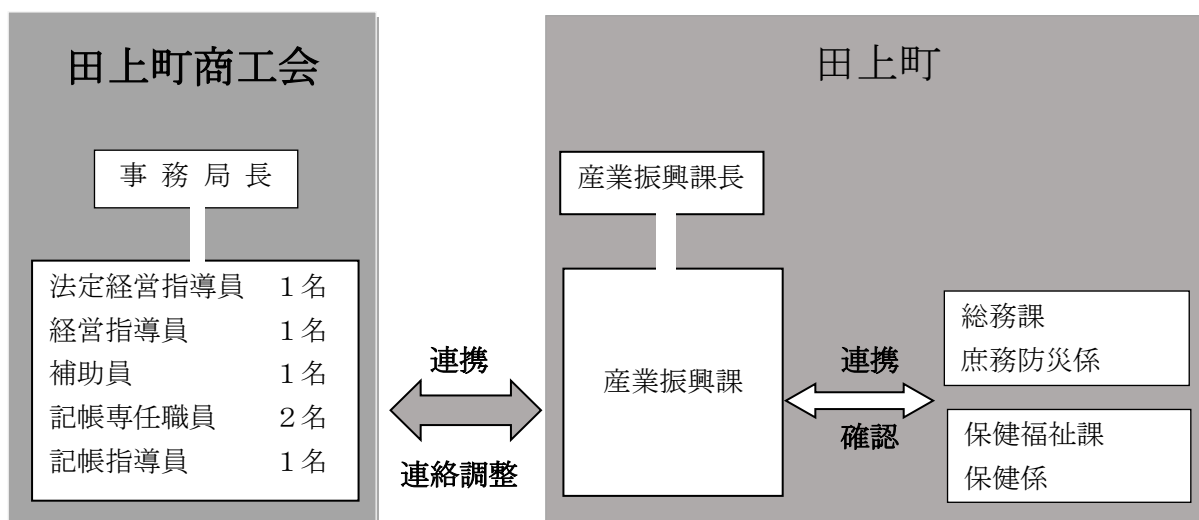
事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和 7 年 5 月現在)

- (1) 実施体制（商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制／経営指導員の関与体制 等）

【実施体制図】



- (2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第 5 条第 5 項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名、連絡先

- ・氏名： 安中 寛子
- ・連絡先： 田上町商工会（連絡先は後述（3）①参照）

②当該経営指導員による情報の提供及び助言（手段、頻度 等）

※以下に関する必要な情報の提供及び助言を行う。

- ・本計画の具体的な取組の企画や実行
- ・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ（1年に1回以上）

- (3) 商工会／商工会議所、関係市町村連絡先

①商工会／商工会議所

田上町商工会  
〒959-1503  
新潟県南蒲原郡田上町大字原ヶ崎新田 3 0 7 2 番地  
TEL：0256-57-2291 FAX：0256-57-5100  
E-mail tagami@tagami.or.jp

②関係市町村

田上町役場 産業振興課

〒959-1503

新潟県南蒲原郡田上町大字原ヶ崎新田 3 0 7 0 番地

TEL : 0256-57-6225 FAX : 0256-57-3112

E-mail t2251@town.tagami.lg.jp

(別表 3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

|            | 令和 7 年度 | 令和 8 年度 | 令和 9 年度 | 令和 10 年度 | 令和 11 年度 |
|------------|---------|---------|---------|----------|----------|
| 必要な資金の額    | 288     | 288     | 288     | 288      | 288      |
| 専門家派遣費     | 100     | 100     | 100     | 100      | 100      |
| セミナー開催費    | 100     | 100     | 100     | 100      | 100      |
| パンフ、チラシ作成費 | 55      | 55      | 55      | 55       | 55       |
| 防災、感染症対策費  | 33      | 33      | 33      | 33       | 33       |

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

| 調達方法                |
|---------------------|
| 会費収入、田上町補助金、新潟県補助金等 |

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

|  |
|--|
| 連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所<br>並びに法人にあっては、その代表者の氏名 |
| 該当なし   |
| 連携して実施する事業の内容                                  |
| 該当なし   |
| 連携して事業を実施する者の役割                                |
| 該当なし   |
| 連携体制図等   |
| 該当なし   |